

令和4年1月26日

可児市立小中学校
保護者様

可児市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかわる今後の対応について

日頃は、感染症拡大防止に向けて、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

岐阜県は、『第6波非常事態宣言』をだし、1月21日から2月13日まで「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けました。県内において急激な感染の拡大がみられ、対応する保健所の状況はひっ迫しています。そこで、状況が改善されるまでは以下のような対応になりますのでご理解をお願いします。(期間は未定)

1 児童生徒の陽性者が判明した場合の対応について

- ① お子さんが陽性になった時には、速やかに学校に連絡してください。
(夜間、休日等、学校につながらない時は、市役所(市教委)62-1111に電話する。)
- ② 連絡を受けた学校は、教育委員会や学校医などと相談の上、保健所の指導を受け、自宅待機とする児童生徒、教職員があれば、該当者に連絡をする。
- ③ 保健所と学校、教育委員会で協議し、学級閉鎖をする場合は期間を「6日間程度」とする。
今まで実施していた念のためのPCR集団検査は当面、実施しません
- ④ 自宅待機期間中は、お子さんの健康観察を丁寧に行い、体調がよくない時には、すぐに医療機関にかかってください。
- ⑤ 医療機関等で陽性と判定されたら速やかに学校に連絡してください。
(夜間、休日等、学校につながらない時は、市役所(市教委)62-1111に電話する。)
- ⑥ 該当学級から複数の陽性者が確認された場合、自宅待機の児童生徒は、濃厚接触の認定に切り替わり、PCR検査を実施することになります。
- ⑦ 新たな陽性者が確認されず、6日間程度の自宅待機が終われば、一人一人の健康状態を確認し該当学級の学校生活を再開します。該当学級から複数の陽性者が確認された場合は、改めて学校より連絡します。

2 学級閉鎖を行う際のご家族の自宅待機について

- 学級閉鎖されていてもPCR検査を実施しない場合は、児童生徒の家族の自宅待機は求めません。職場へ通勤、市内小中学校以外の方の学校や園への通学(園)については、各家庭でご確認願います。
- 自宅待機にはならないが、感染が心配なので学校を休むという判断をされる場合には、学校へ連絡をお願いします。